

発達障害児への合理的配慮に基づく支援に関する一考察

杉野 学

学校教育における合理的配慮に着目して、関係する法令等や学習指導要領との関連を踏まえながら、通常の学級における発達障害等のある児童生徒への支援のあり方について概説した。また、小学校通常の学級担任を対象に発達障害等の特別な支援を必要とする児童への学習指導上の問題点や支援に関する調査を実施することによって担任の支援状況を把握するとともに、合理的配慮の3観点との関連についても明らかにした。学習指導上の支援は、合理的配慮「教育内容・方法」の「学習上又は生活上の困難を改善・克服するための配慮」、「情緒・コミュニケーション及び教材の配慮」を中心として、障害特性や学習の基盤となる意欲・態度面及び書字指導への支援など、多岐に渡ることが判明される。合理的配慮について教科ごとの配慮点や、特別支援学校の自立活動の指導との関連で、通常の学級における支援のあり方を論考した。

キーワード：発達障害 特別支援教育 合理的配慮 学習指導上の配慮

1. 問題と目的

2013年に、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」（障害者差別解消法）が成立し、2014年に「障害者の権利に関する条約」（障害者権利条約）が締結されたことで、学校教育において配慮が必要な幼児児童生徒（以下、児童生徒等）に対し「合理的配慮」を行うことが、法律によって義務付けられた。この合理的配慮に関する法的義務を受けて、中央教育審議会初等中等教育分科会「共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進（報告）」では、個別に必要な合理的配慮については、「障害のある子供が、他の子供と平等に教育を受ける権利を享有・行使することを確保するために、学校の設置者及び学校が必要なかつ適当な変更・調整を行うこと」が報告されるとともに、合理的配慮の3観点11項目に関する障害種別の支援例が示された¹⁾。そして、個別の教育支援計画に合理的配慮を明記することが望ましいこと、本人・保護者と可能な限り合理的配慮の観点を踏まえて合意形成を図ること、個々の障害の状況や基礎的環境整備の進捗状況を考慮して合理的配慮を提供することなどが具体的に示された。加えて、小・中学校学習指導要領・同解説においては、教科ごとに発達障害等のある児童生徒への具体的な配慮点が示されるとともに、特別支援学級に在籍する児童生徒や通級による指導を受ける児童生徒に対しては、個別の教育支援計画や個別の指導計画の作成が義務付けられた²⁾。以上のことを整理すると、小・中学校通常の学級に在籍する発達障害等のある児童生徒への適切な指導や必要な支援については、合理的配慮という新しい視点を加えて、これまでの個々への指導上の工夫や配慮をより充実していく必要があるといえよう。これは、小・中学校において、新たな教育の局面を迎えたといっても過言ではなく、個々の教育的ニーズに応じた指導法をより充実していくこ

とが急務であると考える。

小・中学校通常の学級における発達障害等のある児童生徒への支援に関する最近の研究では、例えば、都道府県の自治体主導で学校関係者への理解向上や校内で対応する支援システムの構築を目指した取組³⁾、ユニバーサルデザインの考えを踏まえた支援⁴⁾、特別支援教育で培われた個別アプローチによる支援⁵⁾、校内支援体制に関する研究⁶⁾などが見受けられる。しかし、学校教育に新たに義務付けられた合理的配慮に基づく指導上の配慮に関する研究や、校内支援体制の整備に関する研究については、緒に就いたばかりである。そのため、合理的配慮に焦点を当てた適切な指導や必要な支援のあり方については、今後、実践的な研究を重ねていく必要がある。

そこで、本稿では、新たな概念である合理的配慮に関連する関係法令等における規定や学習指導要領上の取扱いについて概説する。次に、小学校通常の学級の担任に対する「学習指導上の問題点と支援」に関するアンケート調査結果を基に、通常の学級における授業で、どのような指導の工夫や配慮が実践されているのかについて、その状況を明らかにする。次に、合理的配慮の3観点と、調査結果で得られた授業における支援内容とを照らし合わせて、合理的配慮の観点別に通常の学級における学習指導上の支援内容を明らかにする。さらに、小学校学習指導要領解説各教科編で示してある「教科ごとの配慮点」や、特別支援学校学習指導要領解説自立活動編で示してある「自立活動の指導計画」の視点で、通常の学級における合理的配慮に基づく支援の在り方について、論考する。

2. 合理的配慮

2-1 合理的配慮と関係法令等

合理的配慮を規定している主な法令等について述べる（表1参照）。

表1 合理的配慮に関する主な関係法令等

法令等	規定内容
(1) 障害者の権利に関する条約	平成18年12月に国際連合総会において採択された条約。障害を理由とする差別の禁止など、障害者の権利を守るための基本原則などを定めるほか、教育の分野では、「インクルーシブ教育システム」の理念を提唱。我が国は、平成19年9月に同条約に署名、国内の関係法令等を整備し平成26年1月に批准。同条約第24条教育2(C)では、「 <u>個人に必要とされる合理的配慮が提供されること</u> 」を規定。
(2) 障害者基本法	平成23年8月、障害者基本法改正。教育分野では、第16条第1項、「国及び地方公共団体は、障害者が、その年齢及び能力に応じ、かつ、その特性を踏まえた十分な教育が受けられるようにするため、可能な限り障害者である児童及び生徒が障害者でない児童及び生徒と共に教育を受けられるよう配慮しつつ、教育の内容及び方法の改善及び充実を図る等必要な施策を講じなければならない。」、第4項「国及び地方公共団体は、障害者の教育に関し、調査及び研究並びに人材の確保及び資質の向上、適切な教材等の提供、学校施設の整備その他の環境の整備を促進しなければならない。」と規定。
(3) インクルーシブ教育システム構築に関する中央教育審議会報告	平成24年7月、中央教育審議会初等中等教育分科会で、インクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進の報告。障害のある子供が十分に教育を受けられるための合理的配慮の提供と、その基礎となる環境整備の充実の重要性を提言。「 <u>合理的配慮については、障害のある子供が、他の子供と平等に教育を受けられるように、学校が必要かつ適当な変更・調整を行うことであり、均衡を失した又は過度の負担を課さないもの</u> 」、「 <u>基礎的環境整備は、合理的配慮の基礎となるものであって、障害のある子供に対する支援について、法令に基づき又は財政措置により行う教育環境の整備</u> 」と規定。
(4) 障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律	平成28年4月、全ての国民が障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現を目的とした「 <u>障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律</u> 」が施行。障害による不当な差別的取扱いを禁止。 <u>合理的配慮の提供を義務付けた。</u>

出典：文部科学省（2017）「発達障害を含む障害のある幼児児童生徒に対する教育支援体制整備ガイドライン」¹¹⁾
引用 ※一部、筆者加筆

平成 26 年 1 月に批准した障害者の権利に関する条約第 24 条教育では、「個人に必要な合理的配慮」⁷⁾、障害者基本法第 4 条差別の禁止では、「社会的障壁の除去を必要としている障害者が現に存し、その実施について必要かつ合理的配慮がされなければならない。」⁸⁾と規定した。そして、平成 28 年 4 月、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」(障害者差別解消法)が施行され、第 7 条行政機関等における障害を理由とする差別の禁止では、「障害者から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があった場合において(中略)社会的障壁の除去の実施について必要かつ合理的な配慮をしなければならない。」と、規定した。第 7 条 1 項では、国、地方公共団体、国立大学法人においては、障害者に対する不当な差別的取り扱いを禁止、第 7 条 2 項では合理的配慮を義務付けた⁹⁾。また、教育基本法第 4 条教育の機会均等では、「国及び地方公共団体は、障害のある者が、その障害の状態に応じ、十分な教育を受けられるよう、教育上必要な支援を講じなければならない」ことを規定した¹⁰⁾。

ここで留意しなければならないことは、障害者差別解消法には、次の二つの差別を禁止している点である。一つは、「障害による不当な差別的取扱いの禁止」であり、全ての事業所(国や地方公共団体等、民間事業者)において、障害児者に対する「不当な差別的扱い」が禁止となった。二つは、「合理的配慮の不提供の禁止」である。これは、障害者に対する社会的障壁を取り除くための合理的配慮を行わないことを禁止していることである。すなわち国や地方公共団体等は、合理的配慮の提供について法的義務が課せられていることである(民間事業者は努力義務)。したがって、各自治体が設置している公立学校は、地方公共団体として位置づけられるため、この合理的配慮を適切に提供しなければならない。また、同法では、「社会的障壁の除去」を必要としている旨の意思の表明があった場合において、その実施に伴う負担が過重でないときは、公立学校は、当該障害者の性別、年齢及び障害の状態に応じて合理的配慮を実施する義務があるとしている。

2-2 学校教育における合理的配慮

学校教育における合理的配慮の捉え方について述べる。

中央教育審議会報告(平成 24 年 7 月)では、合理的配慮とは、「理にかなった変更・調整」であり、「他の子供と平等に教育を受けるために必要な変更・調整」であるとし、学校教育においては、「意思の表明の有無にかかわらず教育を受ける権利の確保のために行う変更調整」であり、「障害のある児童生徒等に対し、その状況に応じて学校教育を受ける場合に個別に必要とされるものである」としている。そして、個々の発達の段階を考慮しつつ、合理的配慮の観点を踏まえながら、「設置者・学校と本人・保護者間で、可能な限り合意形成を図った上で決定・提供」し、その内容を個別の教育支援計画や個別の指導計画に明記することが望ましいと提言している¹²⁾。

学校における合理的配慮を検討するに当たり、以下の点に留意する必要があると考える。一つは、障害者差別解消法においては、障害を理由とする差別の禁止が定めてあるため、合理的配慮の否定が「差別」になることである。そして、公立学校においては、障害のある児童生徒や保護者の意思の表明に基づく合理的配慮の提供が義務化されたことを、学校関係者は十分に認識しなければならない。二つは、学校における合理的配慮は、児童生徒等一人一人の障害の状態や教育的ニーズ等に応じて決定されるものであり、個別に提供されるものであるという認識をもつ必要がある。これは、特に小・中学校、高等学校の通常の学級における一斉指導による教育方法と相反することではなく、集団の中での個別への配慮という視点で、個々の合理的配慮を検討していくことが重要である。三つは、中央教育審議会報告では、合理的配慮について障害種別の例示があるのみで、詳細に規定されている訳ではない。そのため、本人や保護者の申し出を受けながら、学校と本人及び保護者との合理的配慮に関する合意形成が必要となる。具体的には、教育相談や校内委員会等などにおいて、個別の教育支援計画や個別の指導計画の項目や記述内容の変更という形で、合理的配慮を決定していくことになろう。四つは、授業の学習指導上の合理

的配慮の提供については、発達障害等のある個々の児童生徒の教育的ニーズに応じて、その支援は個性が高く多様な内容や方法であることが想定される。また、合理的配慮の基礎となる基礎的な環境整備の状況によっては、合理的配慮の質や量が異なってくる。さらに、具体的に何をどのように支援すべきかについては、担任や教科担当者の判断に委ねる場合が多い。担任や教科担当者が考える支援内容・方法を、個別の教育支援計画や個別の指導計画へ反映するとともに、校内委員会などにおいて合理的配慮の妥当性と有効性について、組織的・計画的に評価していく必要がある。この合理的配慮という新しい概念を、校内に周知・浸透していくには相応の時間も必要となろう。しかし、学校においては、校内委員会などを通して個々の合理的配慮を決定していくために、組織的・計画的に校内支援体制を整備していく必要がある¹³⁾。

2-3 合理的配慮の観点と学習指導上の合理的配慮の提供

文部科学省中央教育審議会初等中等教育分科会「共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進（報告）別表」（2012）では、表2にある「合理的配慮3観点11項目」と「基礎的環境整備8観点」に基づき、障害種ごとに合理的配慮例が示された¹⁴⁾。

表2 学校における合理的配慮と基礎的環境整備の観点

合理的配慮		項 目
1. 教育内容・方法	教育内容	(1) 学習上又は生活上の困難を改善・克服するための配慮、(2) 学習内容の変更・調整
	教育方法	(1) 情報・コミュニケーション及び教材の配慮、(2) 学習機会や体験の確保、(3) 心理面・健康面の配慮
2. 支援体制		(1) 専門性のある指導体制の整備、(2) 幼児児童生徒、教職員、保護者、地域の理解啓発を図るための配慮、(3) 災害時等の支援体制の整備
3. 施設・設備		(1) 校内環境のバリアフリー化、(2) 発達、障害の状態及び特性等に応じた指導ができる施設設備の配慮、(3) 災害時等への対応に必要な施設設備の配慮
基礎的環境整備		(1) ネットワークの形成・連続性のある多様な学びの場の活用、(2) 専門性のある指導体制の確保、(3) 個別の教育支援計画や個別の指導計画の作成等による指導、(4) 教材の確保、(5) 施設・設備の整備、(6) 専門性のある教員、支援員等の人的配置、(7) 個に応じた指導や学びの場の設定等による特別な指導、(8) 交流及び共同学習の推進

出典：中央教育審議会初等中等教育分科会資料「共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進（報告）別表」（2012）引用、筆者作成

表2を見ると、合理的配慮の提供については、担任が授業において学習指導上の指導の工夫として考慮することと、全体に関わる基礎的環境整備に関して配慮することの両面がある。学習指導上の合理的配慮の提供については、校内委員会などの支援体制を組織的・計画的に構築し情報共有に努めてより充実した支援内容・方法を検討することや、個別の教育支援計画や個別の指導計画を作成し個に応じた適切な指導や必要な支援を具体化することが重要となる。

学校教育において合理的配慮に基づく適切な指導や必要な支援を進めていくためには、これまでの一斉指導で蓄積した教育方法や指導法をさらに充実するとともに、個々の障害特性や状況及び学習指導上の様々な困難さがあるために、「支援が必要である」という考えに立って、個別の指導計画や具体的な支援内容・方法を検討し提供することが、担任に求められているといえよう。

例えば、通常の学級において、視覚障害のある子どもが授業を受ける際に、まず合理的配慮として考慮しなければならないことは「視覚情報の確保」に努め、一般的な学習支援の条件を整える必要がある。例えば、座席を黒板が見やすい前列にする、まぶしさへの配慮としてブラインドやカーテンを設置する、大きめの文字で板書するなどの配慮を検討すべきである。同時に、個に応じた学習指導上の工夫を行うことで学習の習熟や定着を図っていく必要がある。このように、障害特性や学習の習得状況に応じた一般的な配慮を検討するとともに、学習の習熟や定着を図るための個に応じた指導内容・方法の工夫という両面が求められている。つまり、これからの学校教育においては、個に応じた「教育環境の整備」と「適切な指導と必要な支援」を検討し、個別の教育支援計画や個別の指導計画に反映するという流れを構築していくことが重要となると考える。

3. 小・中学校、高等学校学習指導要領、同解説における発達障害等のある児童生徒への配慮

3-1 小学校学習指導要領における特別支援教育に関する改訂

文部科学省(2016.5)「特別支援教育部会における審議の取りまとめ」では、小・中学校通常の学級における改善・充実の方向が提言された。その内容は、小・中学校通常の学級においても発達障害を含めた障害のある児童生徒が在籍している可能性があることを前提として、「個々の障害の状態等の実態把握や、障害の状態等に応じた指導内容・方法の工夫を検討すること」とし、学習指導要領の改訂方向が示された¹⁵⁾。これを受けて、小・中学校、高等学校学習指導要領・解説においては、発達障害等のある児童生徒に対する各教科別に行う配慮点が、新たに示された。表3に、小学校学習指導要領における特別支援教育に関する改訂の概要を整理した。

特別支援教育に関する小学校学習指導要領改訂の重点として、以下の点が挙げられる。

- ・通常の学級の指導においては、障害のある児童などについては、個別の教育支援計画や個別の指導計画を作成し活用することに努める。
- ・特別支援学級や通級による指導を受ける児童については、個別の教育支援計画や個別の指導計画を作成し活用すること。
- ・障害による困難を克服し自立を図るため「自立活動の指導」を取り入れる。
- ・困難さに応じた指導内容や指導方法の工夫を、学校全体で計画的、組織的に行う。
- ・各教科等と通級による指導との関連を図るなど、教師間の連携に努める。

したがって、以下の点を考慮しながら、通常の学級に在籍する発達障害等のある児童への支援を充実していく必要があると考える。

- ・通常の学級においては障害のある児童などが在籍しているために、通級による指導を受けていない障害のある児童などの指導に当たっては、個別の教育支援計画及び個別の指導計画を作成し活用することに努める。
- ・障害のある児童などについては、教科ごとに示してある配慮点や自立活動の6区分27項目との関連を考慮し学習活動を行う場合に生じる困難さに応じた指導内容・方法の工夫を、学校全体で計画的・組織的に行う。
- ・特に、小・中学校学習指導要領解説には、教科ごとに児童の障害の状態や特性及び心身の発達の段階などの障害の状態等に応じた個別的に特別な配慮例が示されたので、個別の支援に活用していく。
- ・域内の特別支援学校等の助言や援助を受けるために、特別支援教育のセンター的機能を活用し、障害のある児童の障害の状態等に応じた指導内容・方法の工夫を、組織的・計画的に行い校内の特別支援教育を充実する。

表3 小学校学習指導要領における特別支援教育に関する改訂（概要）

特別支援教育に関する改訂（概要）
<p>【総則 第4 児童の発達の支援 特別な配慮を必要とする児童への指導 (1) 障害のある児童などへの指導】</p> <p>・障害のある児童などについては、特別支援学校等の助言や援助を活用し、個々の児童の障害の状態等に応じた指導内容や指導方法の工夫を組織的・計画的に行う。</p>
<p>【特別支援学級において実施する特別の教育課程について】</p> <p>・障害による学習上または生活上の困難を克服し自立を図るため、特別支援学校学習指導要領に示す自立活動を取り入れること。なお、自立活動の内容である6区分（健康の保持、心理的な安定、人間関係の形成、環境の把握、身体の動き、コミュニケーション）27項目は、各教科等のように全てを取り扱うものではない。個々の児童の障害の状態等の的確な把握に基づき、障害による学習上または生活上の困難を主体的に改善・克服するために必要な項目を選定し取り扱うものであるため、児童一人一人に対して個別の指導計画を作成し指導を展開する。</p> <p>・児童の障害の程度や学級の実態等を考慮の上、特別支援学校学習指導要領「重複障害者等に関する教育課程の取扱い」を参考にし、各教科の目標や内容を下学年の教科の目標や内容に替えたり、各教科を知的障害者である児童に対する教育を行う特別支援学校の各教科に替えたりするなどして、実態に応じた教育課程を編成する。</p>
<p>【障害のある児童に対して、通級による指導を行い特別の教育課程を編成する場合】</p> <p>・特別支援学校学習指導要領に示す自立活動を参考として、児童生徒一人一人に障害の状態等の的確な把握に基づいた自立活動における個別の指導計画を作成し具体的な目標や内容を定め指導を行う。</p>
<p>【個別の教育支援計画、個別の指導計画の作成と活用】</p> <p>・個々の児童の実態を的確に把握し、個別の教育支援計画や個別の指導計画を作成し、効果的に活用する。</p> <p>・通常の学級においては、障害のある児童などが在籍しているため、通級による指導を受けていない障害のある児童などの指導に当たっては、個別の教育支援計画及び個別の指導計画を作成し、活用に努めること。</p>
<p>【各教科の指導計画の作成と内容の取扱い】</p> <p>・障害のある児童などについては、学習活動を行う場合に生じる困難さに応じた指導内容や指導方法の工夫を計画的、組織的に行う。</p>
<p>【児童の障害の状態や特性及び心身の発達の段階などの障害の状態等に応じた個別に特別な配慮】</p> <p>○例示・・読み書きや計算などに困難がある学習障害児の国語科における書き取りや、算数科における筆算や暗算の指導などの際に活動の手順を示したシートを手元に配付する、注意欠陥多動性障害や自閉症児に対して話して伝えるだけでなくメモや絵などを付加する指導などの配慮した指導、弱視児の体育科でのボール運動、理科の観察・実験指導、難聴や言語障害児の国語科での音読指導、音楽科での歌唱指導、肢体不自由児の体育科での実技指導や家庭科の実習指導、病弱・身体虚弱児の図画工作科や体育科でのアレルギー等に配慮した指導など</p>
<p>【障害のある児童などの学級における指導など】</p> <p>・担任を含む全ての教師間において、個々の児童に対する配慮等の必要性を共通理解し、教師間の連携に努める。</p> <p>・集団指導においては、障害のある児童など一人一人の特性等に応じた必要な配慮等を行う際は、教師の理解の在り方や指導の姿勢が学級内の児童に大きく影響するため、学級内において温かい人間関係づくりに努めながら、学級内の児童に対して「特別な支援の必要性」の理解を進め、互いの特徴を認め合い支え合う関係を学級経営で築いていく。</p>
<p>【家庭や地域社会との連携及び協働と学校間の連携】</p> <p>・他の小学校、幼稚園、認定こども園、保育所、中学校、高等学校、特別支援学校などとの間の連携や交流を図る。</p> <p>・障害のある児童生徒等との交流及び共同学習の機会を設け共に尊重し合いながら協働して生活していく態度を育む。</p>

※小学校学習指導要領・同解説を基に筆者作成 ※下線の箇所は、通常の学級における支援に係る

3-2 各教科等の学びの過程において想定される困難さとそれに対する指導上の工夫の意図や手立て

今回の学習指導要領改訂で筆者が特筆すべき点として注目していることは、全ての教科等の授業で一人一人の教育的ニーズに応じたきめ細かな指導や支援ができるよう、障害種別の指導の工夫のみならず、「各教科等の学びの過程において想定される困難さとそれに対する指導上の工夫の意図や手立て」の具体

的な支援例が示されたことである。例えば、小学校国語科では、文章を目で追いながら音読することが難しい場合（困難さ）がある場合は、自分がどこを読むのかが分かるように（指導上の工夫の意図）、教科書の文を指等で押さえながら読むよう促したり、教科書の必要な箇所を拡大コピーして行間を空けたり、語のまとまりや区切りが分かるように分かち書きをしたり、読む部分だけが見える自助具（スリット等）を活用したりする（手立て）などの配慮をすることなどの配慮点が、具体的に示された¹⁶⁾。

この配慮点を基に学習指導の流れを追うと、「困難さが学習課題の設定」であり、「指導上の工夫の意図が指導目標の設定」であり、「手立てが指導法の工夫」と捉えることができる。このことを学習指導案に反映することで、特別な支援を必要とする児童生徒等への合理的配慮を具体的に示すことにもなる。

学習指導案には、一般的に単元目標、指導観、児童観、教材観、単元計画、本時の目標、学習内容・活動、評価方法、指導上の配慮、教材・教具の活用、評価規準などを記述する。授業を構想し一人一人の児童生徒に応じた適切な指導や必要な支援を考える際、教科ごとの配慮点の「困難さ、指導上の工夫の意図、手立て」を、学習指導案作成の項目と関連して記述することが、特別な支援を必要とする児童生徒に対する適切な指導や必要な支援について、具体的に検討していくことになる（表4参照）。なお、小・中学校の特別支援学級に在籍する児童生徒や通級による指導を受ける児童生徒全員に対して、個別の教育支援計画や個別の指導計画を作成・活用することが、学習指導要領において示された。通常の学級に在籍する児童生徒に対しては、これらの指導計画の作成については、明示されていない。しかし、公立学校における合理的配慮の提供の義務に伴い、教科指導の際には、新しい概念である合理的配慮の提供と関連させて、個別の教育的支援を必要とする児童生徒に対する配慮点を、学習指導案に記述していく必要があるのではないだろうか。特別な配慮を要する児童生徒に対しては、必要に応じて個別の教育支援計画や個別の指導計画を作成し各教科の学習指導上の配慮点を反映させたり、学習指導案に配慮点を記載したりすることが、期待されているといえよう。

表4 小学校国語科における発達障害等のある児童への学習指導上の配慮例

教科ごとの配慮点の「困難さ、指導上の工夫の意図、手立て」と学習指導案の各項目との関連	学習指導上の配慮点と学習指導案の各項目との記述内容との関連
「困難さ」と「学習課題の設定」などとの関連	○文章を目で追いながら音読することが難しい場合 ※学習指導案の「児童の実態、児童観」などの記述と関連する
「指導上の工夫の意図」と「指導目標の設定」などとの関連	○自分がどこを読むのかが分かるように ※学習指導案の「個別指導や少人数指導の指導目標、単元の一部授業の指導目標」などの記述と関連する
「手立て」と「指導法の工夫」などとの関連	○教科書の文を指等で押さえながら読むよう促す ○教科書の必要な箇所を拡大コピーして行間を空ける ○語のまとまりや区切りが分かるように分かち書きをする ○読む部分だけが見える自助具（スリット等）を活用する など ※学習指導案の「教材観、教材・教具の活用、指導の配慮、指導上の工夫」などの記述と関連する

※印は、教科ごとの配慮例と学習指導案の項目との関連である

4. 小・中学校学習指導要領における自立活動の取扱いと合理的配慮との関連

4-1 小・中学校学習指導要領の自立活動の取扱い

小・中学校学習指導要領では、発達障害等のある児童生徒への支援の充実に向けて、これまで特別支援学校において指導をされている特別な領域である「自立活動」の取扱いについて、以下のような内容

が新たに示された。

(1) 総則における特別な配慮を必要とする児童生徒への指導

特別支援教育に関する教育課程編成の基本的な考え方や、個に応じた指導を充実させるための教育課程実施上の留意事項などが、一体的に分かるように示された。

(2) 特別支援学級における自立活動の指導

「障害による学習上又は生活上の困難を克服し自立を図るため、特別支援学校小学部・中学部学習指導要領第7章に示す自立活動を取り入れること」が、新たに示された。

(3) 通級による指導における自立活動の指導

「特別支援学校小学部・中学部学習指導要領第7章に示す自立活動の内容を参考とし、具体的な目標や内容を定め、指導を行うものとする。その際、効果的な指導が行われるよう、各教科等と通級による指導との関連を図るなど、教師間の連携に努めるものとする。」が、新たに示された。

(4) 個別の指導計画等を作成すること

特別支援学級に在籍する児童生徒や通級による指導を受ける児童生徒については、「個々の実態を的確に把握し、個別の教育支援計画や個別の指導計画を作成し、効果的に活用するものとする。」ことが新たに示された。特別支援学級や通級による指導においては、教育課程上の自立活動の位置づけ、自立活動の時間を設定して個別に指導する場合や教育活動全体の中で個別に配慮をしながら指導をしていく場合の指導計画や指導体制などを検討していく必要がある。

一方、この自立活動の指導については、特別支援学級や通級による指導を受ける児童生徒の指導について規定しているが、通常の学級に在籍する児童生徒に対しては、特別の規定はしていない。しかしながら、通常の学級に在籍する発達障害等のある児童生徒の支援において、その個々の障害特性や状況に応じた合理的配慮を検討する際に、自立活動の6区分27項目を考慮することは、有効な視点となろう。次に、この自立活動と合理的配慮との関連について述べる。

4-2 自立活動と合理的配慮との関連

ここでは、法令等に示された合理的配慮の主旨や意義を踏まえて、学校教育における自立活動と合理的配慮の関連について、2点述べる。まず、自立活動の目標と関係法令との関連についてである。自立活動の目標は、障害による学習上または生活上の困難を改善・克服するために、「幼児児童生徒が、困難な状況を認識し、困難を改善・克服するために必要となる知識、技能、態度及び習慣を身に付ける」とともに、「自己が活動しやすいように主体的に環境や状況を整える態度を養うこと」である¹⁷⁾。この自立活動の目標と、合理的配慮に関連する法令等との関連をみていく。障害者基本法では、「社会的障壁の除去は、それを必要としている障害者が現に存し、かつ、その実施に伴う負担が過重でないときは、それを怠ることによって前項の規定に違反することとならないよう、その実施について必要かつ合理的な配慮がされなければならない。」と規定している¹⁸⁾。この「社会的障壁の除去は、それを必要としている」とは、障害のある児童生徒自身が、活動しにくい環境や状況にあることを自己認識している状況であると言えよう。また、障害者差別解消法では、「行政機関等は、その事務又は事業を行うに当たり、障害者から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があった場合において、その実施に伴う負担が過重でないときは、障害者の権利利益を侵害することとならないよう、当該障害者の性別、年齢及び障害の状態に応じて、社会的障壁の除去の実施について必要かつ合理的な配慮をしなければならない。」と規定している¹⁹⁾。この「意思の表明」を行うためには、障害のある児童生徒自身が求める環境や状況に対する判断及び調整のための依頼の仕方を学ぶ必要がある。したがって、障害のある児童生徒の自己認識力や主体的に行動したり表現したりする力を育成しなければならない。

これらの力の育成について、自立活動の目標や6区分27項目の指導内容と照らし合わせると、自立活

動「環境の把握」の区分には「感覚を総合的に活用した周囲の状況についての把握と状況に応じた行動に関する事」が示されている。また、「コミュニケーション」の区分には「状況に応じたコミュニケーションに関する事」が示されている。したがって、学校教育においては、自立活動の項目を相互に関連付けながら、具体的な指導内容を設定し指導していくという視点が、小・中学校の教育においても必要となつてこよう。

次に、学校教育における合理的配慮による支援内容・方法と自立活動の指導との関連についてである。学校教育における合理的配慮は、障害のある児童生徒等が他の児童生徒等と平等に教育を受けられるようにするために、障害のある児童生徒等に対して、学校が行う必要かつ適当な変更・調整という配慮である。しかし、学校が行う個々に必要で適切な変更・調整は、各教科の目標や教科の見方・考え方を働かせた指導内容・方法によって、児童生徒等に対する支援内容・方法は異なつてこよう。また、合理的配慮においては、大きく分けて学習支援と環境整備に関する内容がある。環境整備と指導は、共にきめ細かな実態把握を必要としており、個々の児童生徒等に対して必要な支援であるなどの共通点がある。しかし、個々の障害特性や状況に応じて学びやすい教育環境を整えることは、学びをすすめる上での基礎的な環境整備である。一方、個々の学習の理解を深めたり学習の習熟や定着へと結び付けたりすることについては、担任や授業担当者が教科の目標、教科の見方・考え方、指導内容、指導場面を踏まえた指導法の工夫や基礎的な環境整備を考慮していかなければならない。この点について、特別支援学校学習教育要領・学習指導要領解説自立活動編では、環境整備と指導について次のように区別している。例えば、小さい文字が見えにくい弱視の児童が、他の児童と平等に授業を受けられるように、教師が拡大したプリントを用意することは、この児童に対する合理的配慮である。一方、この児童がプリントの文字が見えにくいという学習上の困難を主体的に改善・克服できるよう弱視レンズ等を活用するために、知識、技能、態度及び習慣を養うことを目的に指導することが、自立活動の指導であると解釈している。

学校教育においては、例えば、指導法を工夫しても基礎的な環境整備が不十分な場合は、発達障害等のある児童生徒の学習の習得が促進されにくい場合もあろう。逆に、基礎的な教室環境を整えても、個々の障害特性や状況などに結び付かない支援の場合は、学習の習得が不十分になることも想定されよう。また、知的障害のある指導生徒等の指導においては、各教科等を合わせた指導による授業で、体験的活動や反復学習を継続して行うために、多様な活動での臨機応変な支援が求められる。こうしたことから、各教科の学習指導において、自立活動の視点を考慮した指導法を工夫する場合においては、各教科の目標を達成するために、個々の実態把握を基にした自立活動の個別の指導計画を作成したり、教材・教具を開発したり、さらに、個々の学びを支援するための教室環境を整備したりすることが求められていると言えよう。筆者は、特別支援学校勤務の際に、地域の小・中学校への巡回相談に携わった経験があるが、発達障害等のある児童生徒が学習に臨むための様々な配慮については、特別支援学校が蓄積している教育のノウハウが相当に活用できることを確信している。特別支援学校には、地域の小・中学校等の要請に応じてセンター的機能を発揮する役割がある。特に、自立活動の視点を活用した児童生徒の実態把握や支援方法の検討、個々の障害特性に応じた教材・教具の開発と活用、個別の教育支援計画や個別の指導計画の作成・活用方法などについて、情報を共有していくことは、通常の学級に在籍する発達障害等のある児童生徒への合理的配慮に基づく支援を充実していくことに繋がると考える。

5. 学級担任による支援の基本的な考え方

担任や教科担当教員による学習指導上の合理的配慮は、児童生徒一人一人の教育的ニーズに応じて必要とされる個別の配慮や指導の工夫として、日々の授業の中に位置付くものである。そのため、学級担任制である小学校においては、学級担任による学級経営が特別支援教育の基盤となる。このことについて、関田（2019）は、合理的配慮を成立させるためには、学級づくりが鍵であるとして「個別支援をする前に、

その個別支援をしても問題にならないような学級づくり」が行われている必要性を主張している²⁰⁾。この考え方に基くと、学級担任による学級づくりという土台を基礎として、その上で授業のユニバーサルデザイン〔Universal Design：ロナルド・メイス (Ronald Mace)〕がされていることによって、個々への支援が生きてくるという学級経営を基盤とした特別支援教育の教育方法が機能してくることが見えてくる。

一方、中央教育審議会「共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システムの構築のための特別支援教育の推進（平成24年7月）」報告では、「障害のある子どもと障害のない子ども、それぞれが、授業内容が分かり学習活動に参加している実感・達成感を持ちながら、充実した時間を過ごしつつ、生きる力を身に付けていけるかどうか、これが最も本質的な視点である。」と提言している²¹⁾。すなわち、インクルーシブ教育システムを構築することによって、すべての子どもが十分な学びができることや、教育の恩恵を受けることができるようにしていくことが基本と言えよう。この実現のため、合理的配慮を個別的な調整として捉えると、ユニバーサルデザインの考えを授業へ取り入れることは、基礎的な環境を整備することとして捉えることができよう。ユニバーサルデザインの考えを取り入れた授業や、障害特性等に配慮した適切な指導や必要な支援を実施することによって、障害のある児童生徒等のみならず、全ての児童生徒等に対する特別支援教育を推進することに繋がると考える。また、特別支援学校・特別支援学級・通級による指導・通常の学級という多様な連続した教育の場において、合理的配慮を決定し必要な基礎的環境整備を行うためには、本人・保護者と学校関係者が個別の教育支援計画や個別の指導計画をツールとして、個々に視点を当てた支援を検討・実施していくことが重要となる。そのためには、まず学級担任として児童生徒の困り感に気付く目をもつことや、校内での合理的配慮について組織的・計画的に検討をしていく支援体制の構築が求められる。学校を挙げて合理的配慮という新しい概念への理解を促進するとともに、児童生徒の希望や保護者の願いに応える支援を充実していくことが求められていると言えよう。

加えて、小・中学校学習指導要領・同解説で新しく示された発達障害等のある児童生徒に対する「教科ごとに行う配慮点」や、「特別支援学校の自立活動の活用」、「個別の教育支援計画・個別の指導計画の作成・活用」などにより、合理的配慮に基づく支援や基礎的環境整備をすすめていくことが求められている。

今回の学習指導要領の改訂に伴い、特別支援学校教育と小・中学校教育との関連性がより密になったことが言える。これからの小・中学校において特別支援教育を進めていくために、個別の教育支援計画、個別の指導計画の作成・活用、自立活動の指導、教科ごとの配慮点などとの関連をもたせながら、インクルーシブ教育システムを構築していく必要がある。また、校内の支援体制の整備については校内委員会の構成や運営、チーム学校としてのスクールカウンセラーやソーシャルワーカーなどの外部専門家と連携した支援の充実が期待される場所である。

次に、小学校における担任が捉えている学習指導上の課題の実例を基にして、合理的配慮との関連について検討する。

6. 小学校通常の学級における担任の学習支援の状況について（アンケート調査から）

6-1 アンケート調査

- (1) 目的・・・小学校教員の特別な支援を必要とする児童に対する学習支援について、状況を把握する。
- (2) 調査項目の内容・・・「特別な支援を必要とする児童に対して、学習指導上の問題点はどのようなことがありますか。」「特別な支援を具体的にどのようにおこなっていますか。」の2点について自由記述とした。
- (3) 方法・・・令和1年6月、東京都A市立B小学校教員を対象に、留め置き法によるアンケート調査

を実施した。筆者は、同小学校教員を対象に、平成31年度から継続して特別支援教育研修を実施している。校内研修の際、事前に依頼をしたアンケート調査を回収した。調査期間は、令和1年6月第2週から第4週の14日間である。

(4) 対象・・・B小学校の通常の学級の担任15名。

6-2 結果と考察

(1) 回収結果

通常の学級の担任15名全員から回答を得た。(有効回答数15、無効回答数0)

回答者の教職経験年数：1年(2)、3年(1)、4年(3)、7年(2)、10年(1)、12年(1)、13年(1)、14年(2)、30年以上(2) ※ ()内は人数

(2) 特別な支援を必要とする児童に対する学習上の問題点と支援に関する回答結果

表5・表6は、特別な支援を必要とする児童に対する「学習指導上の問題点」と「支援」に関する回答結果である。なお、回答結果は、意味内容別に、9項目(学習の基盤となる意欲や態度面、指導体制、他児への指導、集団への参加、学習状況の把握と支援、書字指導、ICT活用、保護者連携、教材作成)で整理した。下線の箇所はキーワードである。表の()は、意味内容別に整理した数である。

6-2-1 学習指導上の問題点

表5では、担任からの学習指導上の問題点に関する回答内容を、項目別に類別した。

表5 発達障害等のある児童の「学習指導上の問題点」

項目	学習指導上の問題	内 訳
①学習の基盤となる意欲や態度面(15)	学習への集中(7)	○学習に集中できない(2) ○授業中に気が散りやすい。 ○授業中に手いたずら、筆記用具等をいじる行為をやめない。 ○集中が持続しない児童、指示が理解できない児童同士で私語をするなどして、友達関係が <u>つながってしまう</u> 。 ○私語が多い児童への対応が難しい。 ○注意力が低いのは、 <u>教室環境が授業内容のどちらに原因があるのか分からない</u> 。
	行動への適応(3)	○執着が強く、学習への切り替えがなかなかできない。 ○声掛けをしても、なかなか適切な行動に移せない。 ○自分のやりたいことが強く、授業のめあて(ねらい)がくずれてしまう。
	学習意欲(2)	○できないことはすぐにあきらめてしまうため、学習に対する意欲が高まらない。 ○算数(計算)、国語(書く)ことが苦手な子が、やる気になる方法を知りたい。
	精神の安定(2)	○一度、気に入らないことが起こると、一日中引きずり、気分が乗らなくなる。○友達と話すというよりは、 <u>独り言が多い状況が続く</u> 。
	学習規律(1)	○開始や終了時刻等を伝える声がかきかけで、 <u>ざわざわと声や音を出すため、学級全体が落ち着かなくなる</u> 。
②指導体制(5)	少人数指導や個別指導の必要性(5)	○一斉指導の中で、学力差への対応が難しい。 ○活躍の場を作ってあげたいのだが、個別に支援するのはなかなか難しい。 ○全体を進める上で、 <u>個別指導</u> をすることや <u>ていねいな指導</u> が難しい。 ○ <u>習熟度の差</u> が大きく、算数以外でも少人数での学習が望ましい児童もいる。 ○教師との <u>一対一の指導</u> ならば頑張れるが、 <u>児童一人</u> で学ぶのは厳しい。

③他児への指導 (4)	他児への指導不足 (3)	○他の分かっていない児童に対して、十分に支援できていない。 ○机間指導時に他の子どもの支援が、不足がちである。 ○能力差が大きいと、時間差ができてしまい指導がしにくい。
	他児への障害理解 の促進 (1)	○比較的穏やかな学級なので周りの子どもの口調も優しいが、友達に注意されることが多いため、学年が上がるとどのようになっていくのかが気になる。
④集団への参加 (3)	集団やグループへ の参加 (3)	○低学年を担当していた時、音楽遊びを取り入れると、輪の中に入れない子どもや一緒に遊べない子どもがいて、どこまで声掛けをすればよいのか悩んだ。 ○グループ学習の際、活躍できない児童がいる。
⑤学習状況の把握 と支援 (3)	学習状況の把握、 個別課題への支援 (3)	○学習内容が分かっている様子だが、どの程度理解しているのかを掴みにくい。○理解力の低い子どもへの支援方法が難しい。 ○その児童に適した学習支援の方法を見つけるのが難しい。
⑥書字指導 (2)	書字指導 (2)	○文字のバランスがとれない。 ○漢字の書き取りができない。
⑦ ICT 活用 (2)	ICT を用いた指 導 (2)	○書画カメラの調整が難しい。 ○書画カメラやマグネット等を使用すると前に出てきて満足するまで、さわったりいたずらをしたりする。
⑧ 保護者連携 (2)	家庭学習の習慣 (2)	○宿題をする習慣が身に付かない。 ○家庭の協力がなかなか得られない。
⑨教材作成 (1)	児童に適した教材 作成 (1)	○教材作成への発想が浮かばずに困ってしまう。

発達障害等のある児童の学習指導上の問題点の傾向について述べる。

担任からの回答は、総数 37 であった。「項目別」では、①学習の基盤となる意欲や態度面 (15) 40.5% と最も多く、②指導体制 (5) 13.5%、③他児への指導 (4) 10.8%、④集団への参加 (3) 8.1%、⑤学習状況の把握と支援 (3) 8.1%、その他 [⑥書字指導 (2)、⑦ ICT 活用 (2)、⑧保護者連携 (2)、⑨教材作成 (1) 19.0%] であった。また、「学習指導上の問題別」の回答数は、学習への集中 (7) が最も多く、少人数指導や個別指導の必要性 (5)、行動への適応 (3)、集団やグループへの参加 (3)、他児への指導不足 (3)、学習支援 (3)、学習意欲 (2)、精神の安定 (2)、書字指導 (2)、ICT を用いた指導 (2)、家庭学習の習慣 (2)、学習規律 (1)、他児への障害理解の促進 (1)、児童に適した教材作成 (1) であった。

担任が考えている問題点として最も多かった①学習の基盤となる意欲や態度面については、各教科の指導法に関する問題というよりは、「学習に集中できない、手遊び、私語」などの個々の障害特性や学習の状況と関連する内容であった。合理的配慮の観点でいえば、「教育内容・方法」に関する内容である。これは、担任が学習指導を行う際に、学習する基盤である生活面や行動面に関する支援を充実していく必要があることを示唆している。次に回答が多かった②指導体制に関する内容は、①学習の基盤となる意欲や態度面と関連して、学級担任による一斉指導による教科指導の困難さが、問題点として挙げられたものと推定される。合理的配慮の観点でいえば、「学習を成立させるための基礎的な環境整備」と関連する内容である。この点については、市区町村教育委員会による支援の範疇として捉える必要がある。

6-2-2 学習指導上の支援

表 6 では、担任からの学習指導上の支援に関する回答内容を、項目別に類別した。

表6 発達障害等のある児童に対する「学習指導上の支援」

項目	学習指導上の支援	内 訳
①学習の基盤となる意欲や態度面 (22)	学習への集中 (8)	<ul style="list-style-type: none"> ○席替えの時、<u>一番前の席にする。</u> ○教室掲示をなるべく少なくする。(2) ○机の上を鉛筆のみにするなど、<u>机上整理</u>に取り組む。 ○<u>タイマー</u>を使用し開始や終了時刻を伝える。(2) ・3分前や1分前などをカウントして切り替えを促す。 ・課題に取り組めないときには、「何時になったら始める」などの時間を決める。 ○<u>学習に取り組むところに赤枠を付けて</u>、児童が何をすべきか、どこまでやるべきかを、分かりやすくする。 ○騒がしくなりそうなときは、<u>静かな場面であることを示すカードを提示する。</u>
	学習意欲 (7)	<ul style="list-style-type: none"> ○児童と話し合い<u>学習量を調整しスモールステップ</u>で示す。(5) ・課題を分けて短いゴールを決め、「ここまでやる」などを示す。 ・事前にどこまでできるのか児童と確認する。 ・どこまで行えるのか、事前に約束をして行う。 ・事前に本人と学習の到達点を確認する。 ・学習内容の量が多いときは、児童と相談をして減らす。 ○<u>視覚的に示す。</u>※障害の特性や状況等に応じた視覚的な支援（注目する箇所を色分けする、見え方の負担を軽減する、指示内容や作業手順、時間の経過等を視覚的に把握する、写真や図面、模型、実物等を活用するなど）を行うことで、学習意欲を高める。 ○<u>見通し</u>を持たせる。
	行動への適応 (3)	<ul style="list-style-type: none"> ○児童が理解しやすいように、<u>具体的で短めの質問や簡潔な指示</u>をだす。(2) ○褒めるポイントなどの評価基準を、個別に定めてその場で褒める。
	学習規律 (2)	<ul style="list-style-type: none"> ○声を出さないなど、<u>周りの児童で頑張っている人をほめる。</u> ○教員自身が、<u>時間を守る。</u>
	精神の安定 (2)	<ul style="list-style-type: none"> ○児童の気持ちが不安定なときは、<u>机間指導の際に個別に声かけ</u>をする。(2)
②書字指導 (6)	ひらがな文字や漢字の書字指導 (6)	<ul style="list-style-type: none"> ○漢字は練習帳を全て埋められなくても、最低1回はていねいに<u>見本を見せながら書くように声をかける。</u> ○漢字テストの際には、<u>部首だけなど途中まで書いて続きを書かせるようにする。</u> ○全て分からなくて投げ出してしまいうため、<u>ヒントを与えるようにする。</u> ○漢字ドリルなどの課題を半分にして、<u>できたら褒めたり「できる」体験を増やしたりする。</u> ○漢字の書き取りは、<u>赤ペンで書いた文字をなぞることから始めてみたが、定着するまでには時間がかかりそうだ。</u> ○<u>枠の中に入れる、直線はまっすぐに書く</u>という意識づけから指導する。
③学習状況の把握と支援 (5)	学力差に応じた指導 (5)	<ul style="list-style-type: none"> ○授業の導入や展開では、<u>学習のめあてを</u>、文字カードなどで明示する。 ○<u>ワークシートを何種類か用意</u>しておき、学習の進度に応じる。 ○<u>単調な活動にならないように、指差し、音読、書くなどの活動を満遍なく取り入れる。</u> ○学習の理解が遅い児童に対しては、<u>実態に合わせて指導方法</u>を変える。 ○合奏では、その子ができる範囲で<u>音譜を簡単</u>にして分かりやすくする。
④保護者連携 (4)	家庭学習の習慣 (4)	<ul style="list-style-type: none"> ○宿題は、他の児童とは別の課題を出すようにする。 ○ドリルが分からなくて、宿題をやってくることができないため、<u>レベルを落としたプリントを自主学習</u>として取り組ませる。 ○授業前に家で<u>予習</u>をして考えてきてもらう。 ○特別支援学級の先生と<u>協力</u>をして、家庭との連携を密にする。

⑤指導体制(2)	少人数指導や個別指導の充実(2)	○児童が理解できていないときは、個別の指導の時間を設けて個別指導をする。 ○リコーダーなどは休み時間に個別指導を行う。
⑥他児への指導(2)	机間指導(1)	○机間指導を行う回数を増やし学級の児童全体への指導を充実する。
	他児への障害理解の促進(1)	○周りの友達と同じタイミングで、同じことができたときは、その場でたくさん褒めることで、児童の障害特性や学習の状況への理解を深める。
⑦教材作成(2)	児童に適した教材作成(2)	○本や見本の作品を見せながら、一緒に考える。 ○家庭に協力を依頼して、子どもが興味関心をもち参考になりそうな資料を持ってきてもらう。
⑧ICT活用(2)	ICTを用いた指導(2)	○書画カメラやマグネット等はなるべく使わず、どうしても必要なときだけにするように努める。しかし、実際は、ほぼ毎日使わざるを得ない状況である。 ○ICT機器を使って、指導内容を視覚化する。
⑨集団への参加(1)	集団やグループ学習への参加(1)	○グループ学習では、周りの児童の理解を得て話し合いなどに参加しやすいようにする。

次に、発達障害等のある児童の学習指導上の支援の傾向について述べる。

担任からの回答は、総数46であった。「項目別」では、①学習の基盤となる意欲や態度面(22)が47.8%と最も多く、②書字指導(6)13.0%、③学習状況の把握と支援(5)10.9%、④保護者連携(4)8.7%、その他〔⑤指導体制の充実(2)、⑥他児への指導(2)、⑦教材作成(2)、⑧ICT活用(2)、⑨集団への参加(1)19.6%〕であった。また、「学習指導上の支援」の回答数は、学習への集中(8)が最も多く、学習意欲(7)、ひらがな文字や漢字の書字指導(6)、学力差に応じた指導(5)、家庭学習の習慣(4)、行動への適応(3)、学習規律(2)、精神の安定(2)、少人数指導や個別指導の充実(2)、児童に適した教材作成(2)、ICTを用いた指導(2)、机間指導(1)、他児への障害理解の促進(1)、集団やグループ学習への参加(1)であった。

担任が考えている支援で最も多かった①学習の基盤となる意欲や態度面については、学習への集中(8)、学習意欲(7)、行動への適応(3)、学習規律(2)、精神の安定(2)であった。支援の内訳は、教科指導に伴う意欲や態度面の育成に関するもので、「一番前の席にする、教室掲示を少なくする、机上整理、タイマーの使用、学習範囲を示す、静かな場面であることをカードで示す、学習量を調整する、スモールステップで内容を示す、視覚的に示す、見通しを持たせる、簡潔に質問や指示をだす、その場で褒める、周りの児童で頑張っている人をほめる、机間指導で声かけをする。」などが挙げられた。これらは、授業を受ける際の基盤となる内容であり、障害特性、行動面、生活面などとの関連が強い。合理的配慮の観点でいえば、「教育内容・方法」に関する内容である。学習の習熟や定着に向けて、児童生徒一人一人に対する障害特性、行動面、生活面などへの配慮を継続していくことが求められる。

また、②書字指導については、「ひらがな文字や漢字の指導の際に「最低1回はいい見本を見せながら書くように声をかける、部首だけなど途中まで書いて続きを書かせる、ヒントを与える、課題を半分する、できたら褒める、できる体験を増やす、赤ペンで書いた文字をなぞる、枠の中に入れる、直線を書く」などの具体的な支援内容・方法が挙げられた。ひらがな文字や漢字の書字指導に関する支援を重ねていることが明らかになった。これは、教科等横断的な視点で考えると、書く力はどの教科にも必要であるため、教科共通の支援として挙げられたものと推察する。

7. 合理的配慮の観点と学習支援との関連

表7では、特別な支援を必要とする児童に対する支援と合理的配慮との関連を明らかにするために、表6学習支援に関連する回答(36)を、合理的配慮の観点で再整理した。表の()内は、支援例の数である。

表7 合理的配慮の観点と学習指導上の支援との関連

合理的配慮の観点		学習指導上の主な支援例
(1) 教育内容・方法	①-1 教育内容	①-1-1 学習上又は生活上の困難を改善・克服するための配慮 (13)
		①-1-2 学習内容の変更・調整 (4)
	①-2 教育方法	①-2-1 情報・コミュニケーション及び教材の配慮 (5)
		①-2-2 学習機会や体験の確保 (2)
		①-2-3 心理面・健康面の配慮 (4)
(2) 支援体制	②-2 幼児児童生徒、教職員、保護者、地域の理解啓発を図るための配慮 (4)	

※ (2) 支援体制1 専門性のある指導体制の整備、3 災害時等の支援体制の整備、(3) 施設・設備は、該当なしのため省略

7-1 合理的配慮についての分析

合理的配慮の観点ごとに、B小学校通常の学級の担任による主な支援を述べる。合理的配慮の「教育内容・方法」と関連する支援は、28項目87.5%を占めた。次に、合理的配慮の項目ごとに支援については以下ようになった。

(1) 教育内容・方法

1) ①-1 教育内容

・①-1-1「学習上又は生活上の困難を改善・克服するための配慮」については、関連する支援内容が13項目53.1%であった。その内容は、「視覚支援、見通し、座席配置、教室掲示、机上整理、タイマー、時間や時刻の概念、学習範囲の提示、授業（導入・展開・まとめ）、指差し・音読・書く、書字指導、机間指導、グループ学習、障害理解の促進」などであった。

・①-1-2「学習内容の変更・調整」については、関連する支援内容が4項目12.5%であった。その内容は、「児童と話し合う、学習量の調整、スモールステップ（課題を分ける、短いゴールを決める、到達点を確認する、学習する範囲を枠で囲む）、理解に応じて指導方法を変える、学習の進捗に応じてワークシートを用意する」などであった。

2) ①-2 教育方法

・①-2-1「情報・コミュニケーション及び教材の配慮」の項目については、関連する支援内容が5項目15.6%であった。その内容は、「合奏で音譜を簡単にする、本や見本と一緒に考える、家庭から資料をもらう、書画カメラやマグネット等の活用、ICT機器による視覚支援をする、児童の気が散らないような機器等の使用を考える」などであった。

・①-2-2「学習機会や体験の確保」の項目については、関連する支援内容が2項目6.2%であった。その内容は、「放課後や休み時間に個別の指導をする」であった。

・①-2-3「心理面・健康面の配慮」の項目については、関連する支援内容が4項目12.5%であった。その内容は、「机間指導で個別に声かけをする、具体的で短めの質問や簡潔な指示をする、褒める規準を考えておく、その場で褒める、カードで静かにすることを伝える」などであった。

3) 支援体制

・②-2「幼児児童生徒、教職員、保護者、地域の理解啓発を図るための配慮」の項目については、関連する支援内容が4項目12.5%であった。その内容は、「他の児童と別の宿題を出す、理解に応じたプリントを出す、予習をする、特別支援学級担任と協力する」などであった。

4) その他

・②-1 専門性のある指導体制の整備、②-3 災害時等の支援体制の整備、(3) 施設・設備③-1 校内環境のバリアフリー化、③-2 発達、障害の状態及び特性等に応じた指導ができる施設・設備の配慮、③-3 災害時等への対応に必要な施設・設備の配慮については、調査の質問項目が学習指導上の問題と支援であったため、今回は該当する回答は無かった。

通常の学級の担任が回答した支援内容の多くが、合理的配慮の「教育内容・方法」の項目である「学習上又は生活上の困難を改善・克服するための配慮」、「情報・コミュニケーション及び教材の配慮」、「心理面・健康面の配慮」、「学習機会や体験の確保」及び「幼児児童生徒、教職員、保護者、地域の理解啓発を図るための配慮」と関連することが判明した。

8. 考察

本研究では、合理的配慮を規定している関係法令等、学校教育における合理的配慮、小・中学校学習指導要領における発達障害等への支援や配慮に関する内容、特別支援学校の自立活動との関連、ユニバーサルデザインとの関連などを概説した。公立学校において、学校と本人・保護者との合意形成を基にし

た合理的配慮が義務付けられたことによって、児童生徒一人一人に応じた支援の充実が求められている。そのため、発達障害等のある児童生徒に対する個別の支援については、「障害特性や学習の状況に応じて自立活動の指導にある6区分27項目との総合的な関連性を見ながら、支援の目標や内容を考慮していく」、「小・中学校学習指導要領に新たに示された教科ごとの配慮点については、課題と指導上の工夫の意図及び手立てを明確にして、学習指導案等の記載に活用していく」、「ユニバーサルデザインの考え方に基づき教育環境の整備を進めていく」の3点が重要と考える。

次に、B小学校の学習支援例を基に合理的配慮の観点との関連について分析し、「通常の学級において、合理的配慮を考慮したさまざまな学習支援が実践されている」ことを明らかにした。また、合理的配慮の観点と照らし合わせて学習支援を見ると、「(1) 教育内容・方法、①-1教育内容の①-1-1学習上又は生活上の困難を改善・克服するための配慮の観点に関する支援や、①-2教育方法の①-2-1情報・コミュニケーション及び教材の配慮、①-2-2学習機会や体験の確保、①-2-3心理面・健康面の配慮及び(2) 支援体制の②-2幼児児童生徒、教職員、保護者、地域の理解啓発を図るための配慮」において、多岐に渡る学習支援が実施されていることが判明した。さらに、合理的配慮の内訳として、授業における教科指導上の配慮、個人の障害特性や状況に応じる配慮、校内の教員間の連携による配慮、家庭との連携による配慮などが挙げられる。したがって、担任には多様な視点で合理的配慮を検討していくことが求められているといえよう。

授業における学習指導上の気づきから、必要な支援に結び付けていくという流れは、日常的な学習支援のスタイルである。また、今回の調査結果で学習の基盤となる意欲や態度面の問題や支援に対する回答が最も多かったことを踏まえると、合理的配慮による支援は、「学級経営や授業における担任の気付きと理解」が重要であると言えよう。特に、小学校は学級担任制であるため、学級に教育上特別の支援を必要とする児童がいることを常に想定しながら、学習や生活面でのつまずきの早期発見に努め、その行動の背景を理解していくことが望まれる。さらに、つまずきや、困難な状況を早期に発見するためには、そのサインを見逃さないことや気付く手段を持つことが求められよう。例えば、発達障害のある児童生徒の困難さの例としては、「見えにくさ、聞こえにくさ、道具の操作性の難しさ、移動上の制約、健康面や安全面での制約、発音のしにくさ、心理的な不安定、人間関係形成や注意の集中を維持すること、読み書きや計算等が苦手である」ことなどが挙げられる。したがって、学習指導においては、様々な障害に関する知識を深めながらつまずきや困難な状況を理解し、適切な指導や必要な支援につなげていく必要がある。行動観察では、「頻度が多い、程度が重い、継続性がある」と感じた場合に記録を蓄積することや、ケース会議をもつ、保護者の意見を聞くことなどが、行動の背景を探る手がかりとなる。

これらのことは、障害のある児童生徒等の合理的配慮に基づく支援や、指導目標の設定及び指導内容・方法を検討する際に有効な手続きとなる。また、環境整備や環境の把握及び認知などについては、特別支援学校学習指導要領に示してある自立活動の指導を参考にして、指導目標・内容・方法を定めていくことも有効な手段になる。その際、重要なことは、実態把握を行い中心的な課題を洗い出して、自立活動6区分27項目の項目と関連させながら、必要な支援内容・方法を見出していくことである。なお、特別支援学校学習指導要領解説自立活動編では、指導計画の作成手順として、「①障害の状態、発達や経験の程度、興味・関心、学習生活の中で観られる長所や課題について情報を収集、②収集した情報を自立活動の6区分に即して整理する、③課題を抽出する、④課題同士がどのように関連しているかを整理し中心的な課題を導き出す、⑤6区分27項目との関連付けを行い具体的な指導内容を設定する」という一連の流れを示している。

さらに、どのような観点で、児童生徒の実態を把握するのかということが重要となる。今回の調査結果において、児童の行動面に関する問題意識を抱えている担任が多く見受けられた。いわゆる適応行動に対する支援についてである。この点については、例えば、特別支援学校学習指導要領解説では、表8

の「困難性の内容」で知的障害のある児童生徒等の適応行動面の困難さを示している。行動観察によって、適応行動の困難さを把握する際の視点として活用できよう。加えて、筆者が、適応行動の困難性の内容と自立活動の6区分27項目との関連を例示したので、個別の指導計画作成の際に行動面の記述で参考になろう。

表8 適応行動と自立活動の指導との関連について

困難性の内容			自立活動の指導との関連（例）
概念的 スキル	言語発達	言語理解、言語表 出能力など	「もう少し、そのくらい」など、意味内容に幅のある抽象的な表現を理解することが難しい [4 環境の把握 - (5)]
	学習技能	読字、書字、計算、 推論など	視知覚の特性により文字の判別や文節の把握が難しい [4 環境の把握 - (2)] 話の内容を記憶して前後関係を比較したり類推したりすることが困難である [6 コミュニケーション - (5)]
社会的 スキル	対人スキル	友達関係など	相手の思いや感情を読み取り、それに応じて行動することや、言葉を字義通りに受け止めてしまう場合がある [3 人間関係 - (2)]
	社会的行動	社会的ルールの理 解、集団行動など	言葉の意味理解の不足や間違いなどから、友達との会話の背景や通過を類推することが難しい [3 人間関係の形成 - (4)]
実用的 スキル	日常生活 習慣行動	食事、排泄せつ、 衣服の着脱、清潔 行動など	周囲のことに気が散りやすく一つ一つの行動に時間がかかり、整理・整頓の習慣が身に付いていない [1 健康の保持 - (1)]
	ライフス キル	買い物、乗り物の 利用、公共機関の 利用など	※知的障害教育における教科「生活科」との関連が深い
	運動機能	協調運動、運動動 作技能、持久力な ど	身体を常に動かしている傾向があり、自分でも気付かない間に座位や立位が乱れ活動を継続できない。[4 身体の動き - (1)]

※特別支援学校学習指導要領解説を基に、筆者が作成

次に、合理的配慮と自立活動の指導に着目し、小学校通常の学級における発達障害等のある児童への学習支援について、今後の在り方を述べる。

(1) 新学習指導要領の特別支援教育に関する内容の背景にあるのは、インクルーシブ教育システムの構築を進め共生社会を創造していくという考え方である。したがって、学校教育においては、通常の学級、通級による指導、特別支援学級、特別支援学校という連続した多様な学びの場における「学びの連続性」を意識しながら、新学習指導要領で示された「3つの育成する資質・能力」を育むための教育を一層充実しなければならない。そのためには、特別支援教育を必要とする児童への個に応じた指導の充実、小学校や特別支援学校間との「交流及び共同学習」の推進、法令で定められた合理的配慮や基礎的環境整備を学校教育の場で拡充していく必要がある。

(2) 今回の学習指導要領改訂で特筆すべきことは、通常の学級における発達障害等のある児童に対する教科ごとの配慮点が具体的に示されたことである（表4：国語科の例）。今後、これらの配慮点を踏まえながら各教科の学習指導を充実していくことが、小学校教育に求められているといえよう。つまり、一斉指導の中で個に応じた指導を取り入れていく工夫について校内研究などによる実践的研究を通して、学校全体の特別支援教育に関する専門性を向上するとともに、教員一人一人の実践的指導力を高めていくことが期待される。

(3) B小学校通常の学級における学習支援の状況を整理し学習支援を合理的配慮の各項目と照らし合わせて、その関係性を探った(表6, 7)。その結果、これまでの学習指導で積み上げてきた一斉指導における授業展開や板書、発問などの工夫、教材研究などの範疇では収まりきれない内容で、個々の障害の特性や状況などに応じるための様々な学習指導上の支援が明らかになった。発達障害等のある児童の障害特性や状況により適切に応じるためには、これまでの小学校で培ってきた題材や教材研究、授業展開、板書や発問等に関する一斉指導を中心とした学習指導上の指導法の工夫に加えて、特別支援学校学習指導要領を参考とし自立活動の6区分27項目を、学習指導上の配慮点と関連させて、指導に取り入れることが有効な手段と考える。このことについて表8では、適応行動と自立活動の指導との関連を例示した。このように特別支援学校特有の指導領域である自立活動を、小学校通常の学級に在籍する発達障害等のある児童の指導に活かしていくことについては、今後、小学校教育において考慮していく必要があるのではないかと考える。

なぜならば、特別支援学級や通級による指導を受ける児童ほどではないが、集団への参加や学習の習得に多様な課題を抱えている児童が、通常の学級に在籍している状況がある。そのため、小学校学習指導要領においては、そのような児童に対しては個別の指導計画などを作成・活用することを努力義務としている。また、同解説には、全ての教科ごとに学びの過程で考えられる「困難さ」に対する「指導上の工夫の意図」と「手立て」が例示された。このように教科ごとに発達障害等のある児童に対する配慮点が学習指導要領で示されたことは、これまでなかったことである。したがって、通常の学級に在籍する発達障害等の児童に対しても、その障害特性や状況に応じるために自立活動の視点で児童の学習上の困難さを捉え、そのための指導上の意図を明確にし適切な指導と必要な支援を充実していく必要があると考える。

最後に、これまで通常の学級における合理的配慮について述べてきたことを、整理する。

発達障害等のある児童生徒に対する合理的配慮の提供が、公立学校において義務付けられた。このに伴い、通常の学級の担任においては、一斉指導の中で培われた指導法に加えて、障害のある児童生徒が在籍する学級集団において、個への配慮をより充実していくことが求められている。具体的には、通常の学級の担任には、「合理的配慮を行うことの意義や必要性に対する認識を深める」、「学習指導要領・同解説に示された教科ごとの配慮点を生かした支援をする」、「学習指導上の問題点を『課題-指導上の工夫の意図-手立て』の流れで支援方法を検討する」、「『課題-指導上の工夫の意図-手立て』を、学習指導案の指導観、児童観、教材観、指導上の配慮などの項目に反映する」、「自立活動6区分27項目との関連を見ながら、総合的な視点で個に応じた支援を行う」、「必要に応じて個別の指導計画を作成し学習指導案への反映や合理的配慮の合意形成及び校内委員会などで活用する」などを考慮した支援を検討し実践していく必要があると考える。筆者が、調査校で特別支援教育の講演を行った際には、就学相談に関することや諸検査のアセスメント活用についても話題となった。これらのことについては、チーム学校として、担任一人が抱え込むのではなく、心理学の専門家や市区町村の就学支援機関との連携を密にとりながら、校内委員会を効果的に運営していく学校組織マネジメントが求められるところである。

本研究は、B小学校における学習支援例を基にして、今日的な教育課題である合理的配慮に基づく支援について述べたものである。したがって、小学校教育全体の支援内容・方法について、言及したものではない。今後は、具体的な支援の進め方について、例えば自立活動の指導との関連などについて、実践的に明らかにしていきたい。

謝辞

アンケート調査に当たっては、B小学校の管理職の先生はじめ、諸先生方のご協力に感謝の意を表す。

文献

- 1) 文部科学省 HP (2012)「共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進（報告）」(http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chukyo/chukyo3/044/attach/1321669.htm) (2020.2.9 閲覧)
- 2) 文部科学省 (2017)「小学校学習指導要領・同解説」、「中学校学習指導要領・同解説」東洋館出版社
- 3) 千葉県教育委員会 HP (2019)「合理的配慮事例集 小中学校の通常の学級に在籍する発達障害の可能性のある児童生徒の事例を中心に」(<https://www.pref.chiba.lg.jp/kyouiku/shien/tokubetsushien/gouritekihairyojireishuu.html>) (2020.2.12 閲覧)
- 4) 日野市公立小中学校全教師・教育委員会 with 小貫悟 (2010)「通常の学級での特別支援教育のスタンダード」東京書籍
- 5) 小坂みゆき・姉崎弘 (2011)『小学校における「個別の教育支援計画」及び「個別の指導計画」の作成・策定と活用 - 有機的な支援の連携をめざして -』三重大学教育学研究紀要第 62 巻 pp.153-159.
- 6) 大塚玲 (2009)「小学校における校内支援体制の構築と特別支援教育コーディネーターの役割」静岡大学教育学部研究報告、pp.109-122.
- 7) 外務省 HP (2014)「障害者の権利に関する条約」(https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/jinken/index_shogaisha.html) (2020.1.15 閲覧)
- 8) 内閣府 (2013) 障害者基本法 (<https://www8.cao.go.jp/shougai/suishin/kihonhou/s45-84.html>) (2020.1.15 閲覧)
- 9) 内閣府 HP (2016)「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」(https://www8.cao.go.jp/shougai/suishin/law_h25-65.html) (2020.1.15 閲覧)
- 10) 文部科学省 HP (2006)「教育基本法」(https://www.mext.go.jp/b_menu/kihon/about/mext_00003.html) (2020.1.15 閲覧)
- 11) 文部科学省 (2017)「発達障害を含む障害のある幼児児童生徒に対する教育支援体制整備ガイドライン」
- 12) 文部科学省 HP (2012)「共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進（報告）」(http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chukyo/chukyo3/044/attach/1321669.htm) (2020.2.16 閲覧)
- 13) 文部科学省 HP (2012)「中央教育審議会資料 1 特別支援教育の在り方に関する特別委員会報告、障害のある子どもが十分に教育を受けられるための合理的配慮及びその基礎となる環境整備」(https://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chukyo/chukyo3/siryu/attach/1325887.htm) (2020.1.17 閲覧)
- 14) 文部科学省 HP (2012) 中央教育審議会初等中等教育分科会「共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進（報告）別表」(https://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chukyo/chukyo3/044/attach/1323312.htm) (2020.1.17 閲覧)
- 15) 文部科学省 HP (2016)「特別支援教育部会における審議の取りまとめ」小・中学校通常の学級 ②改善・充実の方向性」(https://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chukyo/chukyo3/063/index.htm) (2020.1.17 閲覧)
- 16) 前掲「小学校学習指導要領解説」東洋館出版社
- 17) 文部科学省 (2018)「特別学校教育要領・学習指導要領解説 自立活動編」開隆堂
- 18) 前掲「障害者基本法」
- 19) 前掲「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」(<https://www8.cao.go.jp/shougai/suishin/kihonhou/s45-84.html>) (2020.1.20 閲覧)
- 20) 岡田聖和 (2019)「教員一人ひとりが専門性を高め子どもの実態に応じた学級づくりをする」総合教育技術、小学館 2019 年 1 月号 pp.16-19.
- 21) 前掲、「共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進（報告）」

(受付 2020.3.25 受理 2020.7.13)